

居住制限区域（富岡町）に居住していた事故時81歳の被相続人は、デイサービスを利用し、人工透析を1日おきに受けるなど介護や医療が必要な状態であったが、原発事故によって家族が避難して戻れなくなり、行政や医療体制も混乱する中で、平成23年3月に死亡した。そのような被相続人について、原発事故と死亡との間の相当因果関係が肯定され、原発事故の影響割合を6割として、死亡慰謝料（親族固有の慰謝料を含む。）960万円が損害として認められ、申立人らの法定相続分に応じた賠償が認められた事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1及び同X2（以下、併せて「申立人ら」という。）と東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 表明及び保証

申立人らは、被申立人に対し、次の事項を表明し保証をする。

- 1 亡A（以下「被相続人」という。）が平成23年3月〇日に死亡し、申立人らが、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を法定相続分の限度で承継したこと
- 2 申立人らの知る限り、申立人ら、申立外B及び同Cが被相続人の全相続人であること
- 3 本件手続に伴う損害賠償金の支払いについて、申立人ら以外の者から被申立人に対して訴えの提起、書面等による請求行為等により異議を申し立てる者が現れた場合には申立人らが責任をもって対応するとともに、上記異議を申し立てる者に対して申立人らの連絡先その他の情報及び賠償金の支払状況（被申立人に対する本賠償請求に基づく支払状況を含む。）について被申立人が開示する可能性があることを認めること

第2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

- (1) 生命・身体的損害（被相続人分）
死亡慰謝料（申立人ら固有の慰謝料も含む。）
- (2) 本件和解仲介に関する弁護士費用

2 期間

- (1) 上記（1）について
平成23年3月11日～平成23年3月25日

第3 和解金額

被申立人は、第2項記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金329万6000円の支払義務があることを認める。

(内訳)

1 第2項1記載の損害項目(1)

損害額960万円のうち、金320万円(申立人X1分の金160万円(法定相続分6分の1)及び同X2分の金160万円(法定相続分6分の1)の合計)

2 第2項1記載の損害項目(2) 金9万6000円

第4 支払方法

(省略)

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第6 清算

申立人らと被申立人は、第2項記載の損害項目(第2項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年7月5日

(仲介委員 飯田 敏彦)